

(別紙1)

仕 様 書

委託業務名 令和7年度京都市公園利用実態調査業務委託
履行場所 京都市内一円
履行期間 契約日の翌日から令和8年3月31日(火)まで

第1章 総則

1. 共通仕様書等

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携(令和7年2月 京都市)※」及び、次に掲げる関係法令等に準拠するものとする。なお、改訂版が示された場合は、本業務に反映させること。

- ・ 都市緑地法(昭和48年法律第72号)
- ・ 都市公園法(昭和31年法律第79号)
- ・ 都市計画法(昭和43年政令第100号)
- ・ その他関係法令及び諸規則

※ 共通仕様書は、「土木設計業務等共通仕様書」に準拠する。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「設計・測量等業務委託の仕様書、様式等」参照
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

2. 技術者の要件

本業務においては、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をそれぞれ配置するものとする。担当技術者が複数となる場合は、主担当となって業務に携わる者1名を、主たる担当技術者として定めること。

管理技術者及び照査技術者には、次の各号のいずれかの資格を有する者を、それぞれ別に配置することとする。

- 1 技術士 (建設部門 - 都市及び地方計画)
- 2 技術士 (総合技術監理部門 - 都市及び地方計画)
- 3 RCCM (都市計画及び地方計画)

第2章 業務内容

1. 業務目的

本業務は、公園の魅力向上を進めながら、老朽化した公園、公園施設について効果的な整備及び維持管理を行っていくための方向性の検討に向け、現行の公園利用の実態や、公園が持つ可能性について、基礎資料を収集・整理することを目的とする。

2. 作業内容

(1) 公園情報、統計情報の整理

京都市の公園の現況や地域特性を把握するため、全公園について、以下の情報を収集・整理し、公園利用実態や機能、立地環境等に関する分析に必要なデータベースの作成を行うこと。なお、以下の①公園情報データは発注者から提供する。

① 公園情報

- ・ 基礎情報 : 公園名称、公園種別、地理空間情報(shapeファイル)、公園面積、開園年度、再整備年度、用途地域、緑被(shapeファイル)、広域避難場所指定の有無等
- ・ 施設情報 : 施設の設置状況(遊具数・トイレの有無や洋式化状況・休憩施設の有無・防災施設の有無・健康遊具の有無等)、施設の老朽化状況(健全度)、施設更新実施の有無等
- ・ 管理情報 : 維持管理状況(除草回数、トイレ清掃頻度、公園清掃頻度)、施設小修繕の有無等
- ・ 活用状況 : 愛護協力会の有無、イベント活用の有無、Park-UP事業実施の有無

② 統計情報

- ・ 人口情報 : 地域・年齢・男女別人口データ、人口動態データ、将来推計人口データ
- ・ 交通情報 : 交通網データ、土地利用等
- ・ 周辺施設 : 公共施設立地情報等

(2) 人流データの取得

公園の利用実態を把握するため、スマートフォンの位置情報ビッグデータを取得する。膨大な人流データから各公園の利用者のデータを適切に抽出して分析を行うため、利用するスマートフォンの位置情報ビッグデータは、メッシュ単位に集計された統計処理済みデータではなく、市民及び市に来訪する人のスマートフォンを対象に数分間隔程度の位置座標履歴を個人情報保護に配慮して記録されたGPS位置情報履歴の非集計データを受注者にて入手または利用契約するものとする。

- ・ 対象: 京都市の所管する約960公園
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000214/214383/kyotoshinokouenichiran.pdf>)
- ・ 時期: 令和5年・令和7年の秋季 各2週間(0時～24時)
※具体的な時期は発注者と協議して決定する。

取得した人流データは、対象公園の規模に応じて、①と②の集計を行う。

① 人流データの集計A(全公園共通)

平日・休日別時間帯別に、「利用者数」「公園利用者属性(「性別」「年齢層」等)」など、公園利用実態の把握に必要な情報を集計する。

② 人流データの集計B(大規模公園(60公園程度)を想定※)

平日・休日別時間帯別に、「公園内滞在箇所」「来園時の交通手段」など、公園利用実態の把握に必要な情報を集計及び可視化する。

※対象公園については、発注者と協議して決定すること。

(3) 現地目視による公園利用者調査

人流データによる公園利用実態の集計・分析結果の検証のため、現地での目視による公園利用者調査を行う。調査対象とする公園及び公園数、調査方法等は、受注者が人流データによる集計・分析結果の検証を行うという観点で受注者が提案するものとし、発注者と協議し決定する。

(4) 人流データ及び現地目視による調査結果の比較・検証

公園利用者数について、(2)で得られた人流データによる調査結果と、(3)で得られた現地での目視による調査結果の比較・検証を行う。利用実態に相違が見られる場合は、その原因について考察を行い、人流データの集計・分析結果の補正方法を検討すること。また、特に位置情報データを取得しづらい高齢者や子どもの利用者数の補完方法についても検討を行うこと。

なお、補正・補完方法の検討にあたっては、「令和4年度大都市都市公園機能実態共同調査報告書(「今後の都市公園の整備」に関する調査研究)」(必要に応じて本市から貸与)を参考にしてもよい。本報告書を参考とする場合は、報告書内で利用している人流データの取得方法や対象時期及び集計方法等の違いについて十分に留意すること。

(5) 周辺立地環境の集計・分析

対象公園の周辺立地環境について、情報を収集・整理するとともに、地理情報システムを用いた空間分析を行う。

(6) 公園利用実態の分析

① 公園利用実態分析

(1)～(5)で得られた集計・分析結果から、公園ごとに利用実態の定量的、定性的な分析を行う。分析結果は、図表化し帳票として整理するとともに、分析結果から数値評価指標を作成して一覧表としてとりまとめる。

また、分析結果を用いて、対象公園を分類し、分類ごとの利用傾向を把握する。

② 公園ポテンシャルの分析

現状の(1)①公園情報や(1)②統計情報、周辺立地環境等から、公園利用者数に影響を及ぼす要因について分析すること。その上で、対象公園に備わっている機能やポテンシャルについて、公園ごとに整理を行うこと。整理項目は、(1)及び(5)の結果を踏まえ、発注者と協議のうえ、決定する。整理した結果は、①と同様に取りまとめること。

3. 成果物

紙媒体の業務報告書1部に加え、収集・作成したデータについて、編集可能な形式で作成した元データと、PDF形式のデータ、収集した情報を属性に追加したshapeファイルを合わせて、DVD-Rに収録のうえ提出すること。提出する電子データについては、ウイルスチェックを行うこと。

4. その他

本仕様書に記載のない内容については、発注者と協議して定めるものとする。

第3章 土木設計業務等委託必携関係

(1) 打合せ(共通仕様書 第1111条関係)

業務における打合せは、業務着手時1回、中間打合せ2回、成果物納入時1回の計4回を基本とする。そのほか、業務上の必要に応じて適宜打合せ・協議を行い、発注者の指示により業務を進めることとする。

(2) 前払金(契約書 第40条関係)

前払金は、請負代金の30%以内とする。